

第4章 子ども・子育て支援施策の実績

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標 1

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 1	多様な子育て支援サービス環境の整備
施策の方向性	身近なところで気軽に子育て中の保護者と子どもが集まれる場所を増やし、子育てに関する知りたい情報を手に入れることができるよう、きめ細かな内容を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	児童センター	各年齢に合わせた育児支援事業を定期的に実施し、事業ごとのチラシ等から、市民が情報を選択して得ることができる。子育て交流及び相談等、親子がいつでも身近に利用できるだけでなく、同じ歳の子どもを持つ親同士が情報交換できる場所として事業を行っている。今後の課題として、各機関との連携及び定期的な連絡調整の実施が必要である。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.6「子育て講演会、講座」 No.7「母親同士の交流」 No.13「児童センターにおける子育て支援」
2	子育て推進課	体験保育や園庭開放の開催について、広報紙、ホームページ、公共施設の窓口等にビラを配置することで広く市民に情報提供し、園庭開放は6保育所で曜日を変えて毎週1回行った。園庭開放の内容についてもホームページ等で周知を行った。また、保育所見学者には、園内の案内や育児相談に応じた。今後もどなたでも安心して子どもと遊べる場として保育所を利用してもらえるよう、子育てアプリも活用することで積極的に情報を提供していく。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.12「保育所における地域子育て支援」
3	子育て推進課	保健福祉センター内の子育て支援センターを拠点に、子育てセンターや家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター事業を実施した。また、運動室を活用し、2歳から4歳を対象にあそぼう会を毎週実施した。さらにつどいのひろば「ひとしお」をしおさいこども園で、「キオクラブ」を浜風あすのこども園で新たに開始し、地域で気軽に立ち寄れる居場所づくりができた。 今後も地域できめ細やかなサービスが提供できるように、子育て支援の拠点の充実を図っていく。
	実施事業	No.1「子育て援助活動支援事業」 No.2「子育て短期支援事業」 No.3「養育支援訪問事業」 No.4「子育て情報の提供」 No.5「ふれあい冒険ひろば」 No.6「子育て講演会、講座」 No.8「こどもフェスティバルの開催」 No.9「子育て支援センター」 No.10「あい・あいる～む」 No.11「地域子育て支援拠点事業」
4	健康課	毎月広報紙、ホームページ等で各事業について案内し、参加を促した。また、平成29年度から導入している母子健康手帳アプリを活用し、特に妊娠期、乳児期における情報発信を行っている。今後も子育てアプリの活用、各乳幼児健康診査で配布する育児ブック等において、子育て支援サービス全般に関する情報を提供していく。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	管理課	市立幼稚園における預かり保育や私立幼稚園就園奨励費等の子育て支援に関する情報をホームページ等で周知した。今後も、市民からの問い合わせのあった内容をホームページに反映させる等、広報の充実に努めたい。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
6	学校教育課	各幼稚園のホームページの子育てに関する情報のアップやブログの更新に努めた。教育委員会のホームページや広報紙、広報掲示板、子育てアプリ、子育てサポートブック「わくわく子育て」を利用し、未就園児交流会や3歳児親子ひろば、市立幼稚園のオープンスクールの開催案内をした。今後も引き続き、必要な情報がすぐに得られるよう伝達方法を工夫し、幼稚園で参加できるイベント（秋まつりやお店屋さんごっこ等）についても情報を提供し、幼稚園の教育内容について周知を図る。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
7	青少年育成課	広報紙及びホームページに留守家庭児童会入会の募集記事を掲載した。また、広報あしや9月1日号にあしやキッズスクエアの特集を掲載し、11月にはケーブルテレビを活用し情報を発信した。今後も広報紙、ホームページに等おいて、子育て情報を発信していく。ケーブルテレビを利用してあしやキッズスクエアの情報を提供していく。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
8	公民館	平成30年度は、業務委託により毎回異なるテーマで家庭教育セミナーを実施し、子育てに関する多様な知識を深める機会を提供した。令和元年度も引き続き、家庭教育セミナー等を実施していく。
	実施事業	No.6「子育て講演会、講座」
9	図書館	ボランティアによる「母と子の憩いの部屋」事業は、乳幼児とその保護者同士のコミュニティ形成の場となっている。また、健康課との連携事業であるブックスタートでは、図書館職員とボランティアが、赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを実施している。どちらの取り組みも親子のコミュニケーションツールとして、絵本を活用してもらつきっかけづくりの場となっている。さらなる図書館利用促進につながる取り組みが、今後の課題である。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.14「図書館における子育て支援」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 2	ひとり親家庭の自立支援
施策の方向性	支援に漏れがないよう制度の周知を継続して行うとともに、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	地域福祉課	「母子家庭等医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課（子育て推進課こども係）との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや広報紙による制度の周知に努める。また、寡婦（夫）と未婚のひとり親の不均衡を是正するため、福祉医療における市町村民税所得割の額の算定等において、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦（夫）とみなして税額を計算するようにした。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
2	生活援護課	保護を必要とするひとり親世帯には、申請に基づき適切な給付を行った。各世帯の目標として、ひとり親世帯が経済的に自立できるよう就労支援員を介し、就業指導や増収の提案を行い、また子どもが安心して学校や家庭で過ごせるよう家庭児童相談員等関係機関と積極的に連携し、継続的な支援に努めた。平成30年度から3か年にわたり、基準改定が実施され母子加算が見直される一方、子どもの養育にかかる学習支援費等について、実費支給が行われるので、令和元年度から新しく対象となった世帯に対しても、制度の改正について丁寧に説明を行う。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
3	子育て推進課	児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付相談、ファミリー・サポート・センター利用料金助成などを継続実施した。また、毎年実施する対象者全員への個別面接の際に必要な情報の説明に努め、自立支援プログラム策定事業により、高等職業訓練促進給付金の受給者が増えるなど、就労支援にも力を入れた。また、「白菊会」の母子部が活性化するよう事業の促進支援を行った。今後もさらに対象者への事業の周知と就労支援に努める必要がある。
	実施事業	No.1「母子・父子家庭相談」 No.2「ひとり親家庭の就労支援援助」 No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」 No.4「ホームヘルプサービス」 No.5「芦屋市白菊会活動への支援」
4	住宅課	平成30年度は12世帯のひとり親家庭に対し住宅困窮度点の加点を行い、6世帯に公的住宅の提供を行った。今後も市営住宅等入居希望者登録においてひとり親家庭に対する加点を行うことで、当該世帯に対してできるだけ公的住宅が提供できるよう支援を行う。また、住まいの提供に関しては、公的住宅の空き状況と入居申込み状況を十分に把握することで、適切に住戸の斡旋を行う必要がある。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 3	子育て家庭への経済的支援
施策の方向性	経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	保険課	出産育児一時金制度について、「国保あんない」やホームページに掲載している。現在は、直接支払制度により医療機関にて手続きが完了するケースがほとんどであり、出生児の国民健康保険加入手続きの際にも、制度の利用漏れがないかどうか確認を行っている。今後も引き続き制度の案内や周知を行う。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」
2	地域福祉課	これまでも「乳幼児等・こども医療費助成制度」あるいは「障害者医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課（市民課及び障害福祉課）との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」 No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
3	障害福祉課	身体障害者手帳や療育手帳の取得・窓口での交付時に、支給対象となる可能性のある児童の保護者に手当支給の可能性のあることを説明し、可能な限り早急に手当の受給が開始されるよう手続方法について案内を行っている。また担当者間で共有することにより、支給対象となる可能性のある児童をできる限り漏れのないように把握できるよう努めている。今後については、事務処理マニュアルを活用し、より多くの手当支給対象可能性のある方へ案内を行えるよう努める。
	実施事業	No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
4	子育て推進課	前年度から引き続き、第2子以降の保育料の軽減、ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。今後も継続して事業を実施していく。
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	子育て推進課	児童手当，児童扶養手当について，対象の子どもの人数の減少等により受給者数等は微減したが，出生，転入，新規の申請時に窓口にて制度や受給条件等を案内し，ホームページに掲載するなど，手当の周知と支給漏れのないように適正な支給に努めている。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」 No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
6	健康課	妊婦健康診査費助成事業は，助成券方式で86,000円を上限に助成を行っており，妊婦が，安心して安全な出産に臨めるよう，定期的な受診を促している。 また，未熟な状態で生まれた子どもが，適切な医療を受け成長発達が促されるよう，未熟児養育の給付を継続して実施する。
	実施事業	No.1「妊婦健康診査」 No.2「未熟児訪問指導及び未熟児養育医療の給付」
7	住宅課	経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況に陥ることを防止するために，今後も市営住宅等入居希望者登録において，子育て世帯に対する住宅困窮度点の加点を行うことで，当該世帯に対してできるだけ公的住宅が提供できるよう支援を行う。また，子育て世帯だけでなく，若者世帯に対しても適切に住まいが提供できるような施策を検討する必要もある。
	実施事業	No.6「若い世帯，子育て世帯等の公的住宅への優先入居」
8	管理課	利用者に対する援助について，以下の事業等を実施した。今後も国・県の動向を注視していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園保育料の軽減 第2子：半額，第3子以降：無料 ・ひょうご保育料軽減事業 認定件数：32件 ・私立幼稚園就園奨励費補助金 認定件数：277件 ・就学援助費 認定件数：小学校395人 中学校222人 ・在日外国人学校就学補助金 認定件数：7件 ・実費徴収に係る補足給付事業 認定件数：1件
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」
9	青少年育成課	平成30年度，一定の所得以下の世帯等の133人に留守家庭児童会の育成料の減額，免除を行った。 今年度も引き続き，留守家庭児童会の育成料，減免を行う。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 4	親と子どもの健康の確保
施策の方向性	関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	健康課	母子保健事業では、集団としての関わりのみではなく、個別相談を行い、関係機関と連携しながら支援が必要な方に情報提供を行い、育児における不安や負担の軽減に取り組んでいる。
	実施事業	No.1「妊産婦健康相談」 No.2「乳児家庭全戸訪問事業」 No.3「乳幼児健康診査」 No.4「保健センターによる育児相談」 No.5「こどもの相談」 No.6「親と子どもの健康教育」 No.7「アレルギーに対する事業」 No.8「定期予防接種事業」
2	市立芦屋病院	「おっぱい相談室」は昨年同様に実施したが、件数は昨年同比減少した。助産師によるサポートであり、内容は充実しているため、さらに利用してもらえるよう広報活動に努めていく。
	実施事業	No.9「市立芦屋病院による育児支援」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 5	子育ての悩みや不安への支援
施策の方向性	身近な相談相手として地域の民生児童委員や子育てセンターのアドバイザーが、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないように、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。また、新たに子育て支援員を配置し、体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課	子育てセンターを中心に、職員が積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、細やかに相談にに応じている。今後複雑な相談内容が増えてくることが予測されるので、ホットラインや夜間・休日の電話相談などの体制を整え、相談員の知識や経験値の向上に努めていくとともに、家庭児童相談室や子育て世代包括支援センター等の関係機関と連携を図り対応する。
	実施事業	No.1「子育て支援センターにおける子育て相談」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
2	子育て推進課	県の実施する子育て支援員研修については、平成29年度と比べ研修受講希望者が増加し、希望者全員の受講の受入が困難であった。今後も希望者数は増加見込みであり、子育て支援の担い手となる人材確保の観点からも、子育て支援事業の展開に向け調整していく必要がある。
	実施事業	No.2「子育て支援員の育成、確保」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 6	要保護児童への支援
施策の方向性	子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課	保健センター・教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図ってきた。内容の複雑化もあり、今後も関係機関との連携を強化し、支援を行っていくとともに、虐待の発生を未然に防ぐため、相談対応を充実していく。
	実施事業	No.1「家庭児童相談」 No.2「要保護児童対策地域協議会」
2	学校教育課	専門カウンセラー、専門知識を持つ電話相談員を配置し、電話、面接による相談を実施した。小、中学生だけでなく、高校生の相談もあり、中学卒業後のケアにつながっている。今後も相談支援体制を整え、指導の充実にも努める。
	実施事業	No.3「カウンセリングセンターの電話、面接相談」
3	打出教育文化センター	不登校や情緒不安定、発達障害などで悩みを抱え、子育ての支援を必要とする家庭に対して教育相談を実施することで保護者や幼児・児童の心の安定をつくり出すことができた。所員対応の電話相談は37件あり、面談につなぐケースもあった。専門の教育相談員による面談は、延べ416人に対し実施できた。面談の希望時間が放課後の3時半以降に集中し、相談を受けられない状況もある。学校園、適応教室、特別支援教育センター、家庭児童相談室等の相談機関との更なる連携強化が今後の課題である。
	実施事業	No.4「教育相談」

第4章 子ども・子育て支援施策の実績

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標2

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向1	就学前教育・保育の体制確保
施策の方向性	<p>地域の状況に応じた対応策として、市立幼稚園と市立保育所の適正な規模についての整備検討を行います。また、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供することができる認定こども園の整備を推進し、3歳児の教育ニーズにも対応していきます。</p> <p>その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより就学前の子どもの健やかな成長を支援します。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課	市立幼稚園と延べ90回教育・保育の交流を実施した。また、公開保育や外部講師を招いての職員研修、教育委員会主催の研修、幼稚園研修を通して職員のスキルアップに努めた。さらに、要配慮児への関わり方の研修や勉強会、個別支援計画の書き方の研修を行い理解を深めた。保護者を対象に絵本の講座を開催し、親子で絵本に親しめる取組も行った。キャリアアップ研修では、乳児保育について私立だけでなく市立の職員も参加し学び、資質向上に努めた。
	実施事業	No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.6「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.7「子どもの読書のまちづくり事業」
2	子育て推進課	市内の私立保育施設5園で保護者の仕事、疾病等の理由により、一時的に家庭での保育が困難な子どもに対する一時預かり事業を実施した。しかし、依然として一時預かりにおける待機児童が存在しているため、保護者の多様なニーズに対応できるよう今後も継続して取組を行う。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」
3	子育て推進課	小規模保育事業所を平成31年1月に1か所整備した。今後も引き続き「市立幼稚園・保育所のあり方」を踏まえ、認定こども園等の就学前施設の整備に取り組んでいく。
	実施事業	No.2「地域型保育事業」
4	管理課	市立幼稚園全園において預かり保育を実施した。年間延べ利用者数は前年度に比べ増加し、1園当たりの平均利用者数も増加している。子育て支援施策として、令和元年度以降も引き続き預かり保育事業を実施していく。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	学校教育課	世代間交流では、地域の老人ホームとの交流や子育て世代への施設開放等を進めてきた。保育所と幼稚園との交流では、子どもたちが一緒に遊ぶ機会を増やし交流を重ねるとともに、特に5歳児同士のかかわりを深めることができた。市立幼稚園の保育を公開し、研究協議を通して保育力の向上を図った。公私立幼稚園、保育所、認定こども園にも参加を呼びかけ、意見交流をする中で、共に研鑽する場となった。「子ども読書のまちづくり推進事業」では、日々の絵本の読み聞かせに加え、読み聞かせボランティアや小学校図書館の利用等を実施することができた。今後も引き続き、就学前教育の充実を目指し、様々な交流・連携を通して取組を進める。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」 No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.6「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.7「子どもの読書のまちづくり事業」
6	図書館	平成29年度に引き続き、美術博物館・谷崎潤一郎記念館と協力して「niwa-doku」という読書イベントを開催した。子どもの読書推進とともに、芦屋市文化ゾーンの連携を深める事業となった。今後は本事業も含めて、継続的な運営手法について検討する必要がある。
	実施事業	No.7「子どもの読書のまちづくり事業」

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向2	小学校への円滑な接続
施策の方向性	小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携を強化していきます。 また、小学校、就学前教育・保育施設、家庭及び地域との連携にも引き続き取り組みます。		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課	小学校との交流を年間45回行った。平成29年度より積極的な交流ができ、児童がスムーズに就学できるように取り組んだ。また、「芦屋市接続期カリキュラム」に基づいた「全体的な計画」「年齢別年間指導計画」の作成を行った。今後も近隣の小学校区を中心とした幼稚園、就学前施設との交流を深めていく。
	実施事業	No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」
2	学校教育課	幼児期と児童期の円滑な接続のために「芦屋市接続期カリキュラム」に基づき、就学前施設の5歳児を対象に小学校生活の模擬体験をする「小学校ごっこ」や市内小学校を中心に5歳児と一緒に体を動かして遊ぶ「なかよし運動会」を開催した。また、就学前施設と小学校との連絡会を開催し、遊びから学びへの接続や連携の在り方等について学ぶ機会をもった。今後は、就学前施設と小学校との保育・授業参観等を通して、相互の教育・保育内容の理解を進め、さらに円滑な接続をめざす。
	実施事業	No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」

第4章 子ども・子育て支援施策の実績

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標3

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向1	地域における子どもの居場所づくりの推進
施策の方向性	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	広報国際交流課	潮芦屋交流センターにおいて、子どもを対象とした教室（英語、空手、バレエ、ダンス等）で貸室が定期的に利用されている。また、外国にルーツを持つ子どもの日本語教室なども開催し、子どもの居場所となっている。今後も指定管理者と連携し、子どもの居場所づくりを進めていく。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
2	市民参画課	あしや市民活動センターは、夏休みの子どもの居場所として「夏休みわくわくスペシャル」を毎年開催している。平成30年度は教える側として中学校2校から茶道部が参加した。同時に行った子どもカフェを子どものボランティアが運営し、自分たちで考え行動することの楽しさを学びきっかけづくりを行った。子どもボランティアは高校生ボランティアと一緒に「障がい児・者作品展」でコンシェルジュ、「ウィザスフェスタ」で子どもカフェを担った。高校生、大学生による「芦屋さくらまつり清掃ボランティア実行委員会」を発足し、ボランティア募集、オリエンテーション、当日の活動運営を実施した。 令和元年度は、あしや市民活動センターを中心に、大学生と小学生によるイベント企画や、小学生による子どもボランティアグループのカフェのオープン、芦屋発子ども新聞記者の育成など、自らの力を発揮できる場の提供を試みる。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
3	児童センター	これまでの年間登録事業の他、自由来館で利用できる「卓球ひろば」、「バドミントンひろば」、「こども自習室」、各種体験教室等、子どもたちの生活時間に合わせて、より多くの子どもが参加しやすい事業の実施を企画した。現在、登録参加型事業が主となっているが、今後の課題として、図書室及び児童書の充実等により、児童が自由に来館できて楽しめる空間づくりを目指す。
	実施事業	No.6「児童館における子どもの居場所づくり」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
4	環境課	温泉施設であるため、イベント等も待合スペース等を利用した簡易なもので拡充は難しい。スタッフも限られており、限定した内容のイベントの開催しかできないのが現状である。ただし、世代間交流の場となるようイベントには常に工夫を凝らし、新たなイベントとして、シルバーウィークにちなんで市立保育所1園の子どもがヒノキに絵を描いて浴槽に浮かべる「ありがとう湯」を開催した。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
5	福祉センター	市の事業実施時や貸室時以外に、子どもから高齢者まで市民に運動室を開放している。今後も引き続き、子どもの居場所として有効活用できるよう実施していく。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
6	子育て推進課	園庭開放は6保育所で週1回実施し、利用者数は延べ946人（10月より岩園保育所は、施設改修のため休止）であった。試食会や絵本紹介、体操、体育あそび、夏はプール体験など各園で内容を工夫し、保護者同士の触れ合いも見られる。今後も安心して遊べる場所と子育て相談の場所として地域の方に利用をしてもらえるように、より広く周知に努め、内容も検討していく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」
7	子育て推進課	福祉センター内の子育てセンターの「つどいのひろば」とともに、「なかよしひろば」など市内の公共施設を利用した親子で集う事業が、地域の子育て支援の場として周知されており、各事業とも参加者が増えている。今後、他機関が行っている事業と連携し、ネットワークを広げることで、地域の子育て支援の充実を図る。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
8	子育て推進課	子育てサポートブック「わくわく子育て」を毎年作成し、市内の各公共施設を紹介し、市民への周知を行った。さらに保護者向けの情報発信手段として有効である子育てアプリを活用し、市内の公共施設で年間を通じて定期的に関催されているひろば事業や幼稚園での園庭開放、他部署が実施する子育てに関するイベントについて周知し、親子の交流の場の発信を行った。保育所、幼稚園等で実施している地域に向けたイベント情報を随時発信できるよう他課との連携を図りつつ、今後も広く記事を募集し、公共施設でのイベントや子どもの居場所について積極的に周知を行い、公共施設を子育て中の世帯に利用していただけるよう、アプリを中心に情報発信に努める。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
9	公園緑地課	公園施設の長寿命化計画に基づく老朽化施設の更新補修及び樹木の剪定等維持管理を実施している。平成30年度は職員による点検に加え専門業者による遊具の点検を実施し、安全性の確保に努めた。今後も継続して適切な維持管理を実施することにより、子どもが安心して遊べる環境を提供していく必要がある。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
10	管理課	減免等の制度は子どもに限ったものではないが、今後も芦屋市立学校使用条例に基づき適正な減免を行っていく。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」
11	学校教育課	各幼稚園において地域に施設を開放し、安心して遊んだり、保護者交流できる場を提供してきた。3歳児親子ひろば、未就園児交流会、園庭開放などを実施し、子育て相談にも応じてきた。また、子育てセンターが幼稚園施設を利用し、つどいのひろば、なかよしひろば、自主グループ活動を実施している。今後は地域での園庭開放日を増やす等、より地域の子育て世代が利用しやすいように開催日や時間等を考え、情報提供をしていく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」
12	打出教育文化センター	「あい・あいる～む」（月1回3割減免）、「こどもおはなしの会」（月1回土曜日無料）に加え「えほんの会」（図書館本館休館中平成30年度後半月1回）、幼稚園児の茶室での茶道体験の貸室使用料を免除している。日本庭園の開放では、特に、小槌幼稚園の園児は日本庭園を「不思議ランド」と呼び保育時間に行き来し、花や果実の苗を植え、世話をしている。また、保育所の乳幼児が池の鯉を毎週見に来るようになり、ロビーで読書中の市民も見守っていただいている。図書館本館が休館中は、大人の利用者が急増したが、初めて来る子どもも増えた。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」
13	生涯学習課 （美術博物館含む）	コミュニティ・スクールは、子どもが平日・土日を問わずスポーツ及び文化活動を行っている。また、放課後子ども教室を土曜日を実施しており、子どもの居場所を提供している。 美術博物館では、観覧料（入館料）を中学生以下を無料にし、各ワークショップなどを開催するなど芸術・文化に触れながら交流できる場を創出し、施設の有効活用を推進している。 今後も子ども同士が交流できる場として事業を継続実施する必要がある。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.4「放課後子供教室」 No.5「コミュニティ・スクールへの支援」 No.8「文化施設における子どもの居場所づくり」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
14	スポーツ推進課	体育館・青少年センターにおいて、競技場は青少年の開放日を設けており、稼働率が90%を超えている。また、青少年センターであるため子どもみの貸室利用は無料としているが、子どものみということもあり、利用がない状態である。しかし体育協会と共催で行っている「子ども居場所づくり事業」については、盛況であり、今後も子どもの体力向上とスポーツに親しむことも目標として実施していく。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」
15	青少年育成課	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、放課後校庭及び校舎内を一時利用し、キッズスクエアを実施している。市内全小学校でNPO法人と協力し、企業と連携した様々な体験プログラムを実施した。 平成30年度登録者数（精道小学校327人、宮川小学校293人、山手小学校395人、岩園小学校370人、朝日ヶ丘小学校198人、潮見小学校295人、打出浜小学校276人、浜風小学校134人） 今後は私学に通う児童の登録者、参加者の向上に努める。
	実施事業	No.4「放課後子供教室」
16	市民センター （公民館含む）	平成30年度は、業務委託により子ども教室・親子教室を実施し、子ども同士が自主的に活動・学習できる場を提供した。令和元年度も前年度に引き続き、子ども教室・親子教室等を実施していく。
	実施事業	No.8「文化施設における子どもの居場所づくり」
17	図書館	美術博物館・谷崎潤一郎記念館と協力して「niwa-doku」という読書イベントを実施した。子どもをはじめ全世代の参加があり、好評を得た。関係課・ボランティア団体・関連施設との連携強化が今後の課題である。
	実施事業	No.7「図書館における子どもの居場所づくり」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向2	安全・安心なまちづくりの推進
施策の方向性	誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故等防止対策を推進します。 子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化していきます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	地域福祉課	乳幼児を養育する保護者がベビーカーでも安心して外出できるよう、ホームページにおける公共施設のバリアフリー情報（授乳室、おむつ交換台、エレベーター等）を随時最新のものに更新しているが、情報が検索しにくいいため、該当ページを子育てアプリから検索できるようにするなど、必要な市民に情報提供できるよう改善を図る。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
2	子育て推進課	年2回不審者の侵入を想定して、対応、避難経路、時間帯など様々な想定のもとで訓練をしている。その他、火事訓練は毎月、地震津波を想定した訓練や避難訓練を内容を変えながら行うことで、職員も子ども自身も落ち着いて対応ができるようにしている。保育所で作成した「こどもぼうさい」を5歳児に配布し、いろいろな災害等に対して自分を守る方法を知らせ、保護者にも広めている。今後も繰り返し訓練や啓発をしていく。
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
3	建設総務課	子ども自らが危険回避できるような力を身に付けるため、幼稚園、保育所、小学校で定期的に交通安全教室を開催し、交通安全に関する啓発活動を行っている。また、子どもが安全安心に生活できるように下校時には青色回転灯付パトロール車による安全パトロールを実施している。芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い安全確保にも努めた。今後も関係機関との連携・協力の下、継続して取組を実施する。
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」 No.3「福祉のまちづくりの推進」 No.4「交通安全の意識向上」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.8「安全パトロールの実施」
4	道路課	交通安全施設や公益灯の整備により、より安全な通行や事故防止が図られている。また、路面のカラー化の取り組みにより、車両運転者への注意喚起ができるとともに子どもの交通安全への意識向上が図られている。 自転車に係る事故の割合が増加傾向にあることから自転車通行空間の整備が課題となっており、整備に向けた関係機関との協議を行う。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	公園緑地課	公園施設を安全・安心に利用できるよう、樹木及び遊具等の適正な維持管理を行った。 公園での適切な遊び方について子ども自らが考え、ふさわしい判断力を養うことができるよう啓発の仕方を工夫する。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
6	防災安全課	あしや防災ネットを活用し、台風接近に伴う避難情報や避難所開設状況などの発信を行った。 あしや防災ネットは、登録者に対してプッシュ型で通知を送り、災害時だけでなく、平時においてもイベント等を周知する有効な情報発信手段の一つである。防災総合訓練における親子防災イベントの周知で活用した実績があり、今後も継続して若年層や子育て世代へのあしや防災ネットの普及促進が必要である。
	実施事業	No.7「あしや防災ネットの運用」
7	建築課	公共施設の改修に際して、障がい者・高齢者・子ども等が安全・安心に利用できるようにユニバーサルデザイン化を図った。子育て支援施設については、施設の規模等を考慮し、今後も改修計画に合わせて整備を行っていく。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
8	救急課	平成30年度は普通救命講習を44回、応急手当講習を61回実施した。平成29年度より受講申し込みが増加していることから、市民の応急手当に対する意識が高まっていると思われる。講習内容についても、結果報告と受講者の感想から、適切であったことが伺える。今後も引き続き、子どもの急病や怪我等の際に適切な対応ができるよう、応急手当の普及啓発を行い、子どもが安全・安心に暮らせる環境づくりに貢献したい。
	実施事業	No.9「救急法の学習」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
9	学校教育課	小学校2・3年生に防犯教室を実施し、幼稚園・小学校・中学校において交通安全教室を実施した。山手中学校区内の各小学校（岩園小学校・山手小学校・朝日ヶ丘小学校）の通学路点検を学校関係者、PTA、愛護委員、自治会、まちづくり防犯グループ等の地域の方と、芦屋警察、行政関係者で実施し、改善要望箇所についての対応策や意見交換を行った。さらに大阪市北部地震を受け、全小学校において緊急通学路点検を行い、幼児児童生徒の安全を図った。通学路点検については今年度は、潮見中学校区の潮見小学校、浜風小学校で点検を行い、さらなる見守りと安全点検に努める。
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
10	青少年愛護センター	青色回転灯付防犯パトロール車で下校時の見守り・巡視を週2回実施するほか、学校行事や不審者情報等に対応して緊急巡視を実施した。214人の青少年育成愛護委員が継続して小学校区ごとに街頭巡視活動を行った。また、若年層の消費者トラブルやスマホ、インターネットに潜む有害性から青少年を守る研修会を行った。今後も青少年が安全で安心して暮らせる地域づくりの取組みを継続して行う。
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」 No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.8「安全パトロールの実施」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向3	配慮が必要な子どもとその保護者への支援
施策の方向性	障がいのある子どもとその保護者に対しては、一人一人の障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的に取り組みます。 また、日本語指導や生活面等で特段の配慮が必要な子どもやその保護者への支援についても、それぞれの課題に応じて取り組みます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	障害福祉課	障がい児機能訓練事業の利用者数、実施回数に大きな変動はなく、継続して個々の特性に応じた関わりの指導や訓練を行い、より安定した生活が送れるよう支援している。一方で一定数の待機者もいることから、利用者の事業終了及び希望者の受入れができるよう、訓練終了後も必要な支援が継続して受けられるようなフォロー体制の整備等について検討する必要がある。療育支援相談では、児童の療育に関係する庁内外の機関により情報共有を図り、相互の連携による一体的、継続的な支援が得られるよう取り組んでいる。 サポートファイルについては、窓口で療育手帳の交付時、保健福祉フェアの際に紹介・配布を行い、普及啓発に取り組んだ。
	実施事業	No.4「療育支援相談事業」 No.5「障がい児機能訓練事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」 No.7「医療型短期入所の実施」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
2	子育て推進課	年間3回、専門医師に来てもらい統合保育研修会を行った。市立・私立の職員延べ人数146人が参加し、要配慮児個々にどのような支援をしたら良いか勉強した。また、要配慮児に関する研修に参加したり、専門の先生を保育所に招き研修を行いスキルアップを図った。さらに、個別支援計画シートの作成も行い、個々の支援に役立てられるよう研修会や勉強会を行った。医療的配慮が必要な子どもの受け入れに際し、施設見学や専門医への研修を行った。今後は、統合保育研修会からインクルーシブ教育・保育研修会へと変わり、指導者助言の元、支援の方法を実践や報告から学び合ってスキルアップを図る。
	実施事業	No.2「統合保育 特別支援教育」 No.4「療育支援相談事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」
3	子育て推進課	「すくすく学級」の運営と障がい児通所支援事業を行った。対象児について、「療育支援相談」の会議に出席するなど、他課と情報交換をし必要な支援を行った。サポートファイルについては、すくすく学級と障がい児通所支援の申請者に子育て推進課窓口で配布した。今後も引き続き、保護者の気持ちに寄り添い、子どもへの必要な支援を行う必要がある。
	実施事業	No.1「早期療育訓練の実施」 No.4「療育支援相談事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」
4	健康課	療育支援相談に係る関係機関が月1回集まり、情報共有及び今後の支援について協議している。発達支援事業所などが増加する中、連携体制の構築が重要であり、配慮の必要な家庭が必要なサービスを利用できるよう取り組む。サポートファイルについては、今後も必要な方への配布を実施していく。
	実施事業	No.4「療育支援相談事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」
5	学校教育課	支援が必要な子どもについては、特別支援教育センター専門指導員による巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師等からの助言を受け、支援の方向性の確認や情報共有を行うなど、個別の支援内容の充実を図った。今後は医療的ケアを要する幼児児童への支援も行っていく。また、日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導ボランティアを配置し、日本語指導や学習支援を行うと共に、センター校を中心に他の学校においても効果的な指導ができるように、協議会を持ち、個々に応じた支援のあり方の研究を行った。今後も、個々の課題に応じた支援を継続する。
	実施事業	No.2「統合保育 特別支援教育」 No.3「特別支援教育センターの相談」 No.4「療育支援相談事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」 No.8「日本語指導支援ボランティア」 No.9「市立学校における帰国外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」

第4章 子ども・子育て支援施策の実績

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標4

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向1	仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
施策の方向性	<p>仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。</p> <p>また、次世代育成支援対策推進法が平成37年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	男女共同参画推進課	<p>子どもと一緒に参加する工作講座・体を使って遊ぶ講座や産前・産後の生活や子育てに関する講座を開催し、父親が子育てに関わる機会を提供できた。また、男性の働き方の見直しに向け、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催した。</p> <p>子育ての関わりが少ない父親をどのようにして講座の参加につなげるかが課題である。男性の働き方の見直しについては、会社などの外的要因が関係していることが多く、個人で解決することが難しいが、社会全体で取り組んでいく必要がある。</p>
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」 No.5「多様な働き方の啓発」
2	地域経済振興課	<p>国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布や市ホームページにリンクを掲載し啓発に努めた。また、芦屋市商工会を通じ、事業主に対し、多様な働き方支援に関する制度を案内したり、庁内連携により福祉事業者、幼保事業者への啓発チラシの配布を行った。今後も、引き続き関連機関と連携し、事業者に対し啓発を実施する。</p>
	実施事業	No.5「多様な働き方の啓発」
3	子育て推進課	<p>父親が参加しやすいよう、運動会、発表会を土曜日に実施しているため、父親の参加が多い。また、参観日や懇談会を早めにお知らせすることで父親の参加が増えている。今後も特技などを生かしてもらい機会や参加しやすいイベントなどを考える。</p>
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
4	子育て推進課	<p>平成30年4月から新たに認定こども園が2か所、平成31年1月から小規模保育事業所が1か所開園した。市内全施設で時間外保育事業（延長保育事業）を実施しており、希望者全員が利用できる環境が整っている。利用者数については平成29年度から減少しているが、今後も、保護者の仕事と子育ての両立を図るため、多様なニーズに対応できるよう継続して実施していく。</p> <p>病児保育事業については、引き続き周知等によって利用を促すと共に、利便性を考慮して市内での受入れ箇所数を増やし、さらなる提供体制の確保に努める。</p>
	実施事業	No.2「時間外保育事業」 No.3「病児保育事業」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	子育て推進課	土曜日の「つどいのひろば」への男性の参加者が増えている。今後も子育てセンターで土曜日に父親参加型のイベントを実施するなど、継続的に父親が育児参加できるよう、日頃の事業実施時から声をかけ、参加しやすい環境を作っていく。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
6	健康課	これまで土曜日のみの開催であったプレおや教室を、平成30年度から「沐浴クラス」の土曜日開催に加え、日曜日開催を開始した。父親になる準備としてパートナーとの参加を促した結果、母親だけでなく、パートナーとともに参加される世帯が全参加世帯の9割以上を占めた。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
7	学校教育課	土曜参観日を中心に、父親が子どもと一緒に遊ぶ機会をもった。また、「メンズデイ」として父親、祖父などの男性が園児と遊んだり、園行事に参加したりする取り組みを継続した幼稚園があり、今後も引き続き、父親の持つ力が発揮できる場の提供を工夫し、子育てを楽しむことにつながるよう取り組んでいく。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
8	青少年育成課	保護者が昼間就労等で不在となり、放課後や長期休業日等に適切な保育が必要な小学校1年生から4年生を対象に、遊びや集団生活の場を提供してきた。令和元年度からの待機児童解消に向けて浜風小学校及び精道小学校の受入れ人数を増やすため改修工事を実施した。また、小学校6年生まで対象を拡大する例規の整備もした。今後も保護者のニーズに対応し待機児童解消に向けて取り組んでいく。
	実施事業	No.4「放課後児童健全育成事業」

基本目標 4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向 2	産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備
施策の方向性	<p>女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実は必要不可欠であることから、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の整備による待機児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な保育環境となる質の確保に努めます。</p> <p>また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、新たに利用者支援事業を実施し、適切な助言を行います。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	地域経済振興課	芦屋市商工会と協働で、事業主や労働者向けにアンケートを実施するとともに、コワーキングスペース事業委託を通じて、各制度の普及啓発に努めた。引き続き、制度周知等の啓発は必要であると考えられるため、各機会を活用し啓発を進める。
	実施事業	No.1「育児休業制度等の普及促進」 No.2「再雇用制度の普及促進」
2	子育て推進課	育児休暇を長期間に渡り取得する保護者が増加傾向であり、復職を希望する時期が多様化しているため、保護者が復職に際し、希望する時期における入所状況（定員や入所者数）に関する情報提供を相談業務の中で行い、スムーズに復職できるように子育て支援を行った。また、入所後も子育てと仕事の両立ができるよう保育所での生活等も含めて、相談業務を行った。今後の課題としては、認定こども園や小規模保育事業所といった施設整備が進んでいるものの、希望する時期に復職するのが難しい場合もあるが、受け入れ可能な施設を案内し、入所率の向上を目指す。
	実施事業	No.3「利用者支援事業」
3	健康課	母子健康手帳交付時の面接では職業を確認し、妊婦の健康を守る「労働安全衛生法」について説明している。各乳幼児健康診査や各種相談の場面での復職に関する相談には、保育所の入所申込みの時期や申込先を案内するとともに、仕事と育児の両立や保育所に入所することによる子どもへの影響などについて説明している。今後も継続して取り組む。
	実施事業	No.3「利用者支援事業」